

認定看護管理者教育課程ファーストレベル・セカンドレベル募集要項

《 教育理念 》

多様なヘルスケアニーズを持つ個人、家族及び地域住民に対して、質の高い看護サービスを提供することをめざし、一定の基準に基づいた看護管理者を育成する体制を整え、看護管理者の資質と看護の水準の維持及び向上に寄与することにより、保健医療福祉に貢献する。

教育課程	ファーストレベル		セカンドレベル	
教育目的	看護専門職として必要な管理に関する基本的知識・技術・態度を習得する。		看護管理者として基本的責務を遂行するために必要な知識・技術・態度を習得する。	
到達目標	1. ヘルスケアシステムの構造と現状を理解できる。 2. 組織的看護サービス提供上の諸問題を客観的に分析できる。 3. 看護管理者の役割と活動を理解し、これからの看護管理者のあり方を考察できる。		1. 組織の理念と看護部門の理念の整合性を図りながら担当部署の目標を設定し、達成に向けた看護管理課程を展開できる 2. 保健・医療・福祉サービスを提供するための質管理ができる	
受講要件	1) 日本国の看護師免許を有する者。 2) 看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上ある者。 3) 管理業務に関心がある者。		1) 日本国の看護師免許を有する者。 2) 看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上ある者。 3) 認定看護管理者教育課程ファーストレベルを修了している者。または、看護部長相当の職位にある者、もしくは副看護部長相当*の職位に1年以上就いている者。 ※副看護部長相当の職位とは、保健医療福祉に関連した組織において、看護管理を行う立場を指す。	
教科目・時間数	教科目(時間)	時間数	教科目(時間)	時間数
	ヘルスケアシステム論 I	15	ヘルスケアシステム論 II	15
	組織管理論 I	15	組織管理論 II	33
	人材管理 I	30	人材管理 II	45
	資源管理 I	15	資源管理 II	15
	質管理 I	15	質管理 II	30
	統合演習 I	18	統合演習 II	45
	総時間数	108	総時間数	183
授業形態	対面授業を基本としますが、災害（台風・大雨）等の状況によっては遠隔授業に変更することがあることをご了承ください。			
修了要件等	1) 修了要件 認定看護管理者カリキュラム基準に定める全教科目の修得をもって認定看護管理者教育課程の修了とする。教科目の修得とは、以下の各項目を満たした場合をいう。 (1) 各教科目の所定の時間数の4/5以上の出席がある。 (2) 各教科目のレポート評価が「C」以上であること。 評価基準: A:80～100点、B:70～79点、C:60～69点、D:59点以下 2) 秋田県看護協会認定看護管理者教育運営委員会において、修了要件に基づき修了審査を行う。 3) 修了者には、秋田県看護協会会長名で修了証書を交付する。			
定員	60名		30名	
開催期間	令和8年5月25日(月)～7月31日(金)		令和8年8月31日(月)～11月24日(水)	
受講料 (消費税込)	秋田県看護協会 会員 99,000円 秋田県看護協会 非会員 148,500円 修了審査料 11,000円 再審査料 3,300円		秋田県看護協会 会員 181,500円 秋田県看護協会 非会員 272,250円 修了審査料 22,000円 再審査料 3,300円	
	※ 必要経費については、別途消費税がかかります。 ※ 納付についての詳細及び必要書類は、受講決定通知とともに送付します。			
申込み期日	令和8年4月10日(金) 17時必着		令和8年5月22日(金) 17時必着	

教育課程	ファーストレベル	セカンドレベル										
受講決定通知	選考の結果は個人宛に通知する *4月末発送予定	選考の結果は個人宛に通知する *6月末発送予定										
提出書類	1. 受講申込書（専用申込書） 2. 看護師免許証の写し（A4サイズに縮小コピー） 3. 返信用封筒 （A4サイズが折らずに入る封筒に、住所と氏名を明記し、 180円 切手を貼付する。）	1. 受講申込書（専用申込書） 2. ファーストレベル修了者は修了証の写し 3. 看護部長相当の職位にある者、もしくは副看護部長相当の職位に1年以上就いている者は勤務証明書 4. 小論文（A4縦横書き1200字以上1600字以内） 「保健医療福祉の動向を踏まえ、自部署（自施設）の現状と課題を明らかにし、自職位の立場で解決のための方策を述べてください。」 テーマは各自で設定すること。 5. 看護師免許証の写し（A4サイズに縮小コピー） 6. 返信用封筒（A4サイズが折らずに入る封筒に、住所と氏名を明記し、 180円 切手を貼付する。）										
選考方法	1. 選考基準に従い、秋田県看護協会認定看護管理者教育運営委員会で審議し決定する。 選考基準 1) 受講要件を満たしていること 2) 申込書類が整っていること 2. 受講申し込み者数が定員を超えた場合は、「受講動機」の内容を参考にする。 3. 会員・非会員の別は、受講者選考に影響しない。	1. 選考基準に従い、秋田県看護協会認定看護管理者教育運営委員会で審議し決定する。 選考基準 1) 受講要件を満たしていること 2) 申込書類が整っている。 3) 小論文は、評価基準を満たしていること 2. 会員・非会員の別は、受講者選考に影響しない。 <小論文評価基準> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>評価の視点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課題の理解</td> <td>1. テーマと内容が一致している。 2. テーマの理解ができている。</td> </tr> <tr> <td>思考力</td> <td>1. 自施設の課題が客観的に述べられている 2. 自施設の展望が客観的に述べられている</td> </tr> <tr> <td>論述力</td> <td>1. 論理的な文章構成である。 2. 所定の形式に沿って記述されている。 3. 誤字・脱字などがなく表記に誤りがない。</td> </tr> <tr> <td>様式・文章の適切性</td> <td>1. 指示された様式に沿って書かれている。 2. 言葉の使い方、表現、文章が適切である</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価の視点	課題の理解	1. テーマと内容が一致している。 2. テーマの理解ができている。	思考力	1. 自施設の課題が客観的に述べられている 2. 自施設の展望が客観的に述べられている	論述力	1. 論理的な文章構成である。 2. 所定の形式に沿って記述されている。 3. 誤字・脱字などがなく表記に誤りがない。	様式・文章の適切性	1. 指示された様式に沿って書かれている。 2. 言葉の使い方、表現、文章が適切である
項目	評価の視点											
課題の理解	1. テーマと内容が一致している。 2. テーマの理解ができている。											
思考力	1. 自施設の課題が客観的に述べられている 2. 自施設の展望が客観的に述べられている											
論述力	1. 論理的な文章構成である。 2. 所定の形式に沿って記述されている。 3. 誤字・脱字などがなく表記に誤りがない。											
様式・文章の適切性	1. 指示された様式に沿って書かれている。 2. 言葉の使い方、表現、文章が適切である											
申込方法	① 専用申込書「認定看護管理者教育課程」に必要な事項を記入し、秋田県看護協会担当者に郵送する。 （ファーストレベルまたはセカンドレベル受講申込と朱書きする） ② 受講決定の通知受領後、秋田県看護協会マナブルから申込み・受講料の支払いをする。											
郵送先	〒010-0874 秋田市千秋久保田町6-6 公益社団法人秋田県看護協会 認定看護管理者教育課程担当者 宛											
問合せ先	公益社団法人秋田県看護協会 事業部 Tel : 018-831-8020(直通)											

【個人情報保護の取り扱い】

*本会の個人情報保護規定に基づき、個人情報の取得・利用を適切に行います。本研修申し込みで得た情報は研修会に伴う書類作成・発送に用い、この利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。もし、この範囲を超える場合は、本人の同意を得た上で取り扱います。